

ゼロカーボンいたばし 2050 ロゴマークの使用に関する要綱

令和4年9月30日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンいたばし 2050 ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の幅広い使用を促進し、適正な使用及び管理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ゼロカーボンいたばし 2050 ロゴマーク使用申請書（第1号様式）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社及びその他の報道機関が報道目的に使用する場合
- (2) 板橋区が実施する事業等で使用する場合
- (3) その他区長が、申請をせずにロゴマークを使用することが適当であると認める場合

2 区長は、申請者が前項本文の規定による使用の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認)

第3条 区長は、前条第1項本文の規定による文書の提出があった場合はその内容を審査し、承認の可否を決定したときは、ゼロカーボンいたばし 2050 ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、板橋区の区域（板橋区立施設その他の板橋区の関連施設の所在する区市町村の区域を含む。）における地球温暖化対策の普及啓発を目的とした申請に対して、使用の承認を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を行わないものとする。

- (1) ロゴマークのイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (2) ロゴマークの使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合
- (3) 特定の政治活動及び宗教活動に使用しようとする場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (5) 自己の商標又は意匠として使用する場合
- (6) 区の品位を傷つけるおそれのある場合
- (7) ゼロカーボンいたばし 2050 シンボル BASIC DESIGN MANUAL を遵守しないおそれのある場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長がロゴマークの使用を不適當と認める場合

3 区長は、第1項の規定によりロゴマークの使用を承認する場合には、条件を付すことができる。

4 第2項本文の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用の前に、当該使用に係る物件の完成見本又は完成した状態を確認できる写真等を区長に提出しなければならない。

（承認内容の変更等）

第4条 使用者が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク使用変更申請書（第3号様式）を区長に提出し、ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク変更承認（不承認）通知書（第4号様式）による承認を受けなければならない。

2 使用者は、ロゴマークの使用を中止し、又は前条第3項に規定する使用承認の条件を満たさなくなったときは、ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク使用中止届出書（第5号様式）を区長に届け出なければならない。

（使用承認の取消し）

第5条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取消しを決定したときは、ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク使用承認取消通知書（第6号様式）により使用者に通知するものとする。

（1）使用者がこの要綱に違反したとき。

（2）第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（3）使用者が第3条第3項に基づく使用承認の条件に違反したとき。

2 前項の規定による承認の取消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、区はその賠償の責を負わない。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用は、無料とする。

（禁止事項）

第7条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、ロゴマークを使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

2 使用者は、第3条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にロゴマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク
使用申請書

年 月 日

板橋区長 あて

《申請者》

住所又は所在地

事業者・団体等名

氏名又は代表者名

電話番号

()

次のとおりゼロカーボンいたばし2050ロゴマークを使用したいので、申請します。

使用目的	
使用方法 ※使用見本等の資料を添付して下さい。	
使用開始日 又は 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
ロゴマークデータの受取方法	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 ※電子メール以外での受取をご希望の場合は、お問い合わせください。
備考	
連絡先	担当者氏名
	電話番号
	メールアドレス

**ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク
使用承認（不承認）通知書**

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあったゼロカーボンいたばし2050ロゴマークの使用について、次のとおり決定しましたので、ゼロカーボンいたばし2050ロゴマークの使用に関する要綱第3条第1項の規定により通知します。

使用目的	
使用方法	
使用開始日 又は 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
決定の区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
承認の条件 ※承認の場合	裏面に記載の承認条件を遵守すること。
承認しない理由 ※不承認の場合	
備考	
担当課	環境政策課脱炭素社会推進係 電話03-3579-2622

ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク 使用に関する承認条件

- 1 使用承認を受けた事項以外に使用しないこと。
- 2 ゼロカーボンいたばし2050ロゴマークの使用に関する要綱及びマニュアルを遵守すること。
- 3 ロゴマークを使用した成果物（完成品又は写真等）を遅滞なく区長に提出すること。
- 4 承認内容の変更を行う場合や使用を中止する場合は、速やかに区長に申請書又は届出書を提出すること。
- 5 使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、区は一切の責任を負わない。
- 6 ロゴマークの使用承認を受けた権利を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- 7 使用者がロゴマークの使用に際して故意又は過失により区に損害を与えた場合は、使用者は、これによって生じた損害について賠償すること。
- 8 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、区は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者が対処する責任を負い、速やかに区長に報告するとともに対策を講じること。
- 9 その他の条件

--

ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク
使用変更申請書

年 月 日

板橋区長 あて

《申請者》

住所又は所在地

事業者・団体等名

氏名又は代表者名

電話番号

()

次のとおり使用承認を受けた事項について変更したいので、申請します。

承認番号	年 月 日付 板資政第 号	
	承認を受けている内容	変更後の内容
使用目的		
使用方法		
使用開始日 又は 使用期間		
変更の理由		
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク
使用変更承認(不承認)通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあったゼロカーボンいたばし2050ロゴマークの使用変更について、次のおり決定しましたので、ゼロカーボンいたばし2050ロゴマークの使用に関する要綱第4条第1項の規定により通知します。

変更する事項	使用目的	
	使用方法	
	使用開始日 又は使用期間	
決定の区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
承認しない理由 ※不承認の場合		
備考		
担当課	環境政策課脱炭素社会推進係 電話03-3579-2622	

ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク
使用中止届出書

年 月 日

板橋区長 あて

《申請者》

住所又は所在地

事業者・団体等名

氏名又は代表者名

電話番号

()

次のとおりゼロカーボンいたばし2050ロゴマークの使用を中止するので、届け出ます。

使用目的		
使用中止の理由		
使用を中止する日		
備考		
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

ゼロカーボンいたばし2050ロゴマーク
使用承認取消通知書

様

板橋区長

年 月 日付 板資政第 号で通知したゼロカーボンいたばし2050ロゴマークの使用承認について、次のとおり取り消すこととしましたので、ゼロカーボンいたばし2050ロゴマークの使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

使用目的	
使用方法	
使用開始日 又は 使用期間	
取消しの理由	
備考	
担当課	環境政策課脱炭素社会推進係 電話03-3579-2622